

事務連絡
令和3年9月6日

都道府県〔 防災担当主管部（局）長
災害ボランティア担当主管部（局）長 〕 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）

災害ボランティアセンターの設置・運営等にかかる社会福祉協議会等との連携について （依頼）

日頃より防災行政の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

近年、災害が激甚化・頻発化するなかで、ボランティア、NPO その他様々な団体が被災地
にかけつけ、きめ細やかな被災者支援を行うなど、民間の力が重要な役割を果たしています。

特に、大規模災害時には、地域の社会福祉協議会等が、自治体の要請に基づいて災害ボラ
ンティアセンターを設置し、ボランティア活動の調整を図ることが多く、行政による災害対
策とあいまって、被災者の多様なニーズに応えているところです。

このように、災害ボランティアセンターの運営は、公助による避難所運営や障害物除去な
どの活動と共助のボランティア活動との調整機能を担っていることから、昨年、「令和2年
7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について（令和2年8月
28日付事務連絡）」により、災害ボランティアセンターの運営に係る費用の一部を災害救助
法の国庫負担の対象とすることについてお示したところです。

大規模災害の発生時に、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するためには、平
時から、市区町村等自治体が社会福祉協議会等との間で協定等を締結し、役割分担を明確に
しておくことが重要です。とりわけ、災害ボランティアセンターの設置に係る費用が社会福
祉協議会等にとって負担となっていることから、あらかじめ自治体の所有する施設等をセン
ターの設置予定場所として定めておくことや、予定していた場所が利用できない場合は自治
体が設置場所を確保・提供することなどを定めておくことが望ましいと考えております。

なお、全国社会福祉協議会が令和2年9月15日付で都道府県・指定都市社会福祉協議会
あてに発出した文書及び同文書添付の協定書ひな型もご参照ください。このほか、すでに自
治体が締結している協定の例を紹介することもできますので、必要な場合は下記までお問合
せください。

以上については、貴都道府県より管下の市区町村に対しても周知をお願いします。

<添付資料>

- ① 災害ボランティアセンターに関する災害救助事務費の取り扱いについて
- ② 「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書ひな型」（都道府県版）
- ③ 「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書ひな型」（市区町村版）

※いずれも全国社会福祉協議会作成

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付
谷口、江川、駒井 TEL：03-3502-6984